

未支給年金：5分

1. 未支給年金（法第19条）
2. 未支給年金の請求権者の範囲（法第19条第1項）
3. 未支給年金を受けられる遺族の順位
4. 遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合（法第19条第2項）

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第19条第1項……………国民年金法第19条第1項

未支給年金（法第19条）

年金給付の受給権者が死亡した場合

年金給付
受給権者

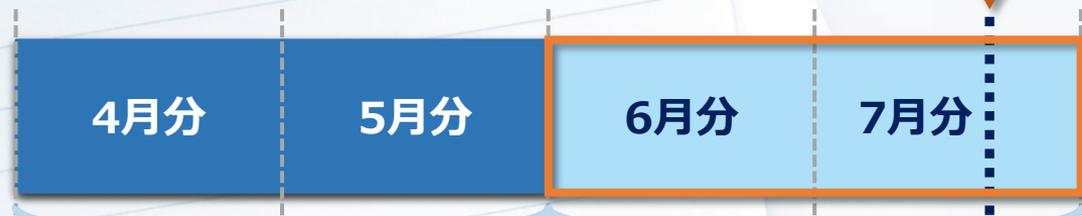


一定範囲の
遺族に支給

未支給年金

【具体例】

老齢基礎年金
受給権者



6月15日支給

未支給年金

未支給年金の請求権者の範囲① (法第19条第1項)

従来

(平成26年3月まで)

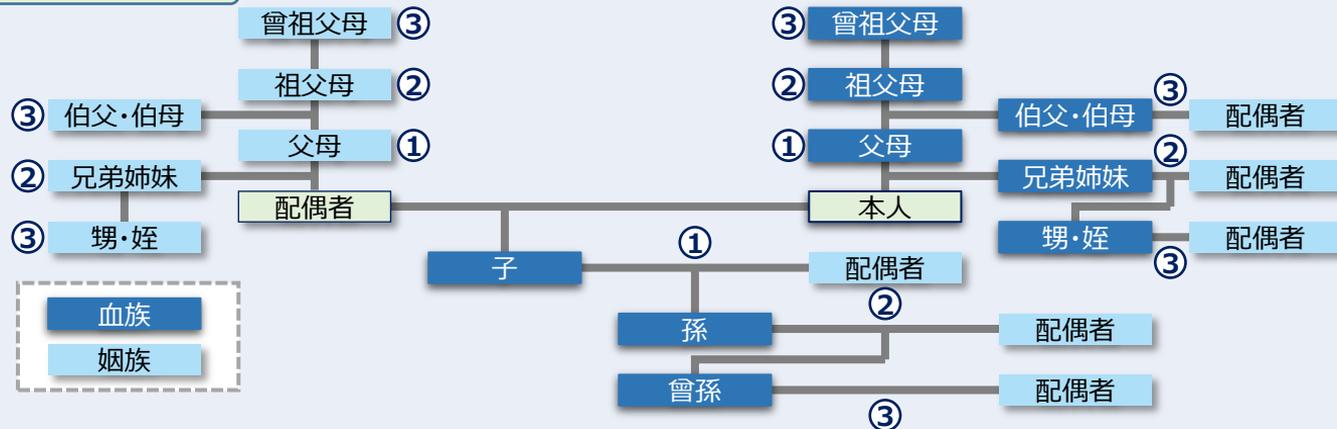
受給権者の死亡の当時、死亡した受給権者と生計を同じくしていた、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹



平成26年
4月から

未支給年金を請求できる遺族の範囲が、三親等内の親族に拡大されました。

三親等内の親族図



未支給年金の請求権者の範囲②（法第19条第1項）

年金給付の受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた以下の者

配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

（従来からの請求権者）

子の配偶者、配偶者の父母（1親等）

孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、
配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母（2親等）

曾孫、曾祖父母、甥・姪、曾孫の配偶者、
おじ（伯父）・おば（伯母）、
甥・姪の配偶者、おじ（伯父）・おば（伯母）の配偶者、
配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、
配偶者のおじ（伯父）・おば（伯母）（3親等）

平成26年4月より
新たに請求権者に
加えられた遺族

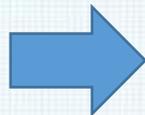
未支給年金の請求権者の範囲③（法第19条第1項）

未支給年金を請求できる遺族は、
「自己の名で」未支給の年金の支給を請求することができます。



自己の名では、
死亡した受給権者の代理ではなく、自己の権利として請求できるという意味です。

死亡者に受給権があるにもかかわらず、
死亡者が生前に裁定請求の手続きをし
ていなかった場合



未支給年金を請求できる遺族は、自
己の名で年金の裁定請求手続きをす
ることができます。

未支給年金を受けられる遺族の順位

順位	遺族の範囲	未支給年金を受けられる遺族の順位
1	配偶者	「先順位」 ↑
2	子	
3	父母	
4	孫	
5	祖父母	
6	兄弟姉妹	
7	上記の者以外の3親等内の親族	

未支給の年金を受けるべき
同順位者が2人以上いる場合



1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、
1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされる。

遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合①（法第19条第2項）

本来、未支給年金は、受給権者の遺族に支給される

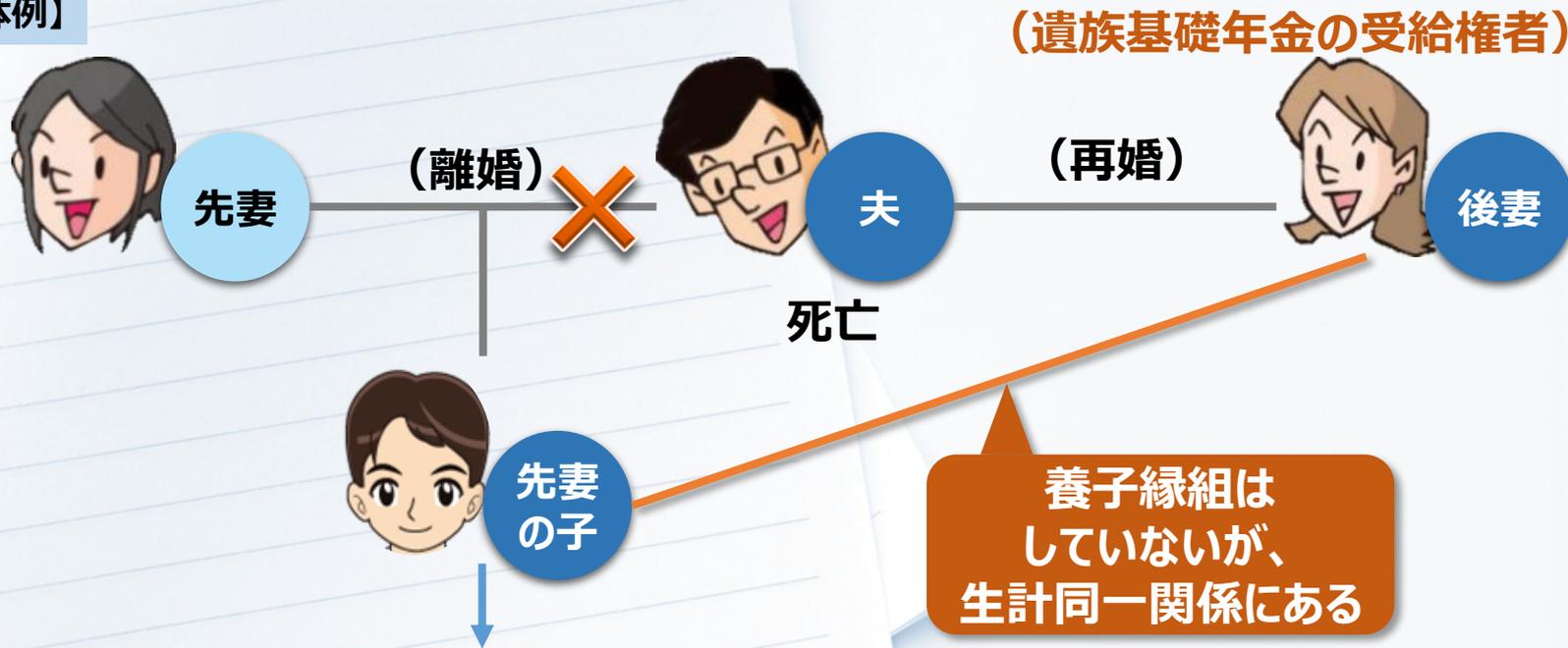
死亡者が、遺族基礎年金の受給権者で、その者の死亡の当時、遺族基礎年金の支給要件や加算の対象となっていた、被保険者や被保険者であった者の子



法律上、遺族基礎年金の受給権者の子とされない子であっても、受給権者の子とみなして、未支給年金を請求することができる

遺族基礎年金の受給権者が死亡した場合②（法第19条第2項）

【具体例】



先妻の子は、後妻の法律上の子ではないが、
後妻（遺族基礎年金の受給権者）の子とみなし、未支給年金を請求することができる。

確認問題

問題 1

未支給年金を請求できる遺族の範囲は、受給権者の死亡の当時、死亡した受給権者と生計を同じくしていた、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹である。

解答



(法第 19 条第 1 項)

平成 26 年 4 月より、二親等内の親族から三親等内の親族に拡大されました。

(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦「①～⑥」以外の三親等内の親族)

問題 2

未支給の年金を受けべき同順位者が 2 人以上いるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、その全員に対してしたものとみなされる。

解答



(法第 19 条第 5 項)

